

首都圏近郊緑地保全法

(目的)

この法律は、首都圏の近郊整備地帯において良好な自然の環境を有する緑地を保全することが、首都及びその周辺の地域における現在及び将来の住民の健全な生活環境を確保するため、ひいては首都圏の秩序ある発展を図るために次くことのできない条件であることにかんがみ、その保全に關し必要な事項を定めることにより、近郊整備地帯の無秩序な市街地化を防止し、もつて首都圏の秩序ある発展に寄与することを目的とする。

第二条 この法律で「近郊整備地帯」とは、首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二十四条第一項の規定により指定された区域をいふ。この法律で「近郊緑地」とは、近郊整備地帯内の綠地であつて、樹林地、水辺地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で、若しくは一体となつて、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然の環境を形成し、かつ、相当規模の広さを有しているものをいう。

第三条 國土交通大臣は、近郊緑地のうち、無秩序な市街地化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによつて得られる首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域を、近郊緑地保全区域（以下「保全区域」という）として指定することができる。

第二条 國土交通大臣は、保全区域の指定をしようとするときは、広域的かつ長期的な見地から行なうようにしなければならない。この場合において、國土交通大臣は、保全区域の指定をしようとするときは、関係地方公共団体及び國土審議会の意見を聽くとともに、環境大臣その他關係行政機関の長に協議しなければならない。この場合において、國土交通大臣は、関係地方公共団体から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

第四条 保全区域の指定は、國土交通大臣が官報に告示することによつて、その効力を生ずる。前二項の規定は、保全区域の変更について準用する。

(近郊緑地保全計画)

国士交通大臣は、保全区域の指定をしたときは、当該保全区域について、近郊緑地の保全に関する計画（以下「近郊緑地保全計画」といふ。）を決定しなければならない。

この法律により、建築物が所在し、又はその保全に關し必要な事項を定めるために、近郊緑地保全計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 保全区域内における行為の規制その他當該近郊緑地の保全に關する事項

二 保全区域内において当該近郊緑地の保全に關連して必要とされる施設の整備に関する事項

三 近郊緑地特別保全地区（保全区域内の特別綠地保全地区）における土地の買入れに關する事項

四 近郊緑地特別保全地区内における土地の買入れに關する事項

五 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

六 第一項の規定による行為により他人に立ち入らうとする者は、その身分を示す証明書を携帶し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

七 国は、第一項の規定による行為により他人に損失を与えた場合には、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

八 前項の規定による損失の補償については、国土交通大臣と損失を受けた者が協議しなければならない。

九 前項の規定による協議が成立しない場合には、国土交通大臣又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九条第二項の規定による裁決を申請することができる。

（保全区域における行為の届出）

二 特に良好な自然の環境を有すること。

三 國土交通大臣は、近郊緑地特別保全地区に定めることによつて得られる首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進

一 近郊緑地特別保全地区に関する都市計画を定めることによつて得られる首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進

（指定の準備のための土地の立入り等）

二 國土交通大臣は、保全区域の指定の準備のため他人の占有する土地に立ち入つて調査を行なう必要がある場合においては、その必要な限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までに、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により、建築物が所在し、又はその保全に關し必要な事項を定めた協定による届出を要するときは、当該近郊緑地の保全のため必要があると認めるとときは、届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

4 本機関は、第一項の規定による届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都県知事にその旨を通知しなければならない。

5 次に掲げる行為については、前三項の規定は、適用しない。

一 近郊緑地保全計画に基づいて行う行為

二 次条第一項の規定による管理協定において定められた当該管理協定区画内の近郊緑地の保全に關連して必要とされる施設の整備に関する行為

三 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

4 保全区域が指定され、又はその区域が拡張される際既に着手していた行為

5 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

6 前各号に掲げるもののほか、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該近郊緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものであつて、政令で定めるもの

7 前各号に掲げるもののほか、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該近郊緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものであつて、政令で定めるもの

8 前各号に掲げるもののほか、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該近郊緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものであつて、政令で定めるもの

9 前各号に掲げるもののほか、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該近郊緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものであつて、政令で定めるもの

10 前各号に掲げるもののほか、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該近郊緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものであつて、政令で定めるもの

11 前各号に掲げるもののほか、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該近郊緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものであつて、政令で定めるもの

12 前各号に掲げるもののほか、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該近郊緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものであつて、政令で定めるもの

13 前各号に掲げるもののほか、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該近郊緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものであつて、政令で定めるもの

14 前各号に掲げるもののほか、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該近郊緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものであつて、政令で定めるもの

2 都県知事は、前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までに、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。

3 行為をしようとするときは、あらかじめ、都県知事にその旨を通知しなければならない。

4 本機関は、第一項の規定による届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都県知事にその旨を通知しなければならない。

5 次に掲げる行為については、前三項の規定は、適用しない。

一 保全区域が指定され、又はその区域が拡張される際既に着手していた行為

二 次条第一項の規定による管理協定において定められた当該管理協定区画内の近郊緑地の保全に關連して必要とされる施設の整備に関する行為

三 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

4 保全区域が指定され、又はその区域が拡張される際既に着手していた行為

5 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

6 前各号に掲げるもののほか、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該近郊緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものであつて、政令で定めるもの

7 前各号に掲げるもののほか、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該近郊緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものであつて、政令で定めるもの

8 前各号に掲げるもののほか、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該近郊緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものであつて、政令で定めるもの

9 前各号に掲げるもののほか、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該近郊緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものであつて、政令で定めるもの

10 前各号に掲げるもののほか、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該近郊緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものであつて、政令で定めるもの

11 前各号に掲げるもののほか、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該近郊緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものであつて、政令で定めるもの

12 前各号に掲げるもののほか、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該近郊緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものであつて、政令で定めるもの

13 前各号に掲げるもののほか、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該近郊緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものであつて、政令で定めるもの

14 前各号に掲げるもののほか、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該近郊緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものであつて、政令で定めるもの

五 管理協定に違反した場合の措置

2 管理協定については、管理協定区域内の土地の所有者等の全員の合意がなければならない。

3 管理協定の内容は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならぬ。

一 近郊緑地保全計画との調和が保たれたものであること。

二 土地及び木竹の利用を不當に制限するものでないこと。

三 第一項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

4 地方公共団体は、管理協定に第一項第三号に掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項を、あらかじめ、都県知事（当該土地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に存する場合にあっては、当該指定都市の長。次項において準用する前条第二項及び第六項において同じ。）に届け出なければならない。ただし、都県が当該都県の区域（指定都市の区域を除く。）内に存する場合において、又は指定都市が当該指定都市の区域内の土地について管理協定を締結する場合は、この限りでない。

5 前条第二項の規定は、前項の届出があつた場合に同項第三号に掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都県知事と協議しなければならない。

6 第一項の緑地保全・緑化推進法人は、管理協定に同項第三号に掲げる事項を定めようとする場合においては、都町村長の認可を受けなければならない。（管理協定の縦覧等）

第七条 地方公共団体又は市町村長は、それぞれ管理協定を締結しようとするとき、又は前条第七項の規定による管理協定の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならぬ。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該管理協定について、地方公共団体又は市町村長に意見書を提出することができる。（管理協定の認可）

第十一条 市町村長は、第八条第七項の規定による管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれも該当するときは、当該管理協定を認めなければならない。

（管理協定の公告等）

第十二条 地方公共団体又は市町村長は、それぞれ管理協定を締結し又は前条の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該管理協定の写しをそれぞれ当該地方公共団体又は当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、管理協定区域内のある旨を当該区域内に明示しなければならない。（管理協定の変更）

第十三条 第八条第二項から第七項まで及び前三条の規定は、管理協定において定めた事項の変更について準用する。（管理協定の効力）

第十四条 第十五条（前条において準用する場合を含む。）の規定による公告のあつた管理協定は、その公告のあつた後において当該管理協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。（管理協定に係る都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例）

第五十二条 都市緑地法第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（同法第七十条第一号に掲げる業務を行うものに限る。）は、同法第七十条各号に掲げる業務のかか、次に掲げる業務を行ふことができる。ただし書中「市」とあるのは「指定都市」と、同法第五十五条第八項第二号中「市の」とあるのは「指定都市の」と、「市が」とあるのは「指定都市が」とする。

第五十三条 都市緑地法第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（同法第七十条第一号に掲げる業務を行うものに限る。）は、同法第七十条各号に掲げる業務のかか、次に掲げる業務を行ふことができる。ただし書中「市」とあるのは「指定都市」と、同法第五十五条第八項第二号中「市の」とあるのは「指定都市の」と、「市が」とあるのは「指定都市が」とする。

第五十四条 第八条第一項の緑地保全・緑化推進法人が管理協定に基づき管理する樹木又は樹木の保存に関する法律（昭和三十七年法律第四百四二号）第二条第一項の規定に基づき保存樹木又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五条第一項中の「所有者」とあるのは「所有者及び緑地保全・緑化推進法人（都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人をいう。以下同じ。）」と、同法第六条第二項及び第八条中「所有者」とあるのは「緑地保全・緑化推進法人」とする。（都市緑地法の特例）

第五十五条 保全区域内の緑地保全地域について定められる緑地保全計画（都市緑地法第六条第一項の規定による緑地保全計画をいう。以下同じ。）は、近郊緑地保全計画に適合したものでなければならない。

2 前項に定めるもののほか、保全区域内の緑地保全地域並びに当該地域内における都市緑地法第二十四条第二項の管理協定及び同法第五十五条第一項の市民緑地についての同法の規定の適用については、同法第六条第一項中「市の」とあるのは「指定都市」と、同法第五十五条第八項第二号中「市にあつては市町村都市計画審議会（当該市に市町村都市計画審議会が置かれていなければ、当該市に存する都道府県の都道府県都市計画審議会）」とあるのは「指定都市にあつては市町村都市計画審議会」と、同法第七条第五項及び第二十四条第四項ただし書中「市」とあるのは「指定都市」と、同法第五十五条第八項第二号中「市の」とあるのは「指定都市の」と、「市が」とあるのは「指定都市が」とする。

第五十六条 都市緑地法第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（同法第七十条第一号に掲げる業務を行うものに限る。）は、同法第七十条各号に掲げる業務のかか、次に掲げる業務を行ふことができる。ただし書中「市」とあるのは「指定都市」と、同法第五十五条第八項第二号中「市の」とあるのは「指定都市の」と、「市が」とあるのは「指定都市が」とする。

第五十七条 保全区域内の近郊緑地の保全に要する費用は、都県の負担とする。

2 国は、都県又は市が行う都市緑地法第十六条において読み替えて準用する同法第十条第一項の規定による損失の補償及び同法第十七条第一項の規定による土地の買入れ並びに都県又は町村が行う同条第三項の規定による土地の買入れに要する費用のうち、近郊緑地特別保全地区に係るものについては、政令で定めるところにより、その一部を補助する。（権限の委任）

第五十八条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長に委任することができます。（施行期日等）

第一条 この法律は、昭和四十六年七月一日から施行する。

附 則（昭和四七年六月三日法律第五十二条抄）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(土地調整委員会又は中央公害審査委員会がした処分等に関する経過措置)

央公害審査委員会がした処分その他の行為は、政令で別段の定めをするものを除き、この法律又はこの法律による改正後の法律の相当規定により、公害等調整委員会がした処分その他の行為とみなす。

この沿岸の航行にこの法律による改正前の法律の規定により土地調整委員会又は中央公害審査委員会に対してされている申請その他手続は、政令で別段の定めをするものを除き、この法律又はこの法律による改正後の法律の相当規定により、公害等調整委員会に対してされた手続とみなす。

(施行期日) 号抄

(首都圏近郊緑地保全法等の一部改正に伴う経過措置に関する政令)を定める日から施行する。

6 過渡措置 この法律の施行前にこの法律による改正前の

8 他の行為とみなす。
この法律の施行前にしたこの法律による改正
前の首都圏近郊緑地保全法又は近畿圏の保全区域
域の整備に関する法律に違反する行為に対する
罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和四九年六月二六日法律第九号）抄

第五十三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の国土総合開発法、首都圏整備法、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律、首都圏の既成市街地における工

業等の制限に関する法律、首都圏近郊緑地保全法、筑波研究学園都市建設法、近畿圏整備法、近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律、近畿圏の丘陵整備区域及び那智郡間

二条及び第十四条から第三十二条までの規定
昭和五十四年三月三十一日までの間に
政令で定める日
附 則 (平成六年六月二十四日法律第四〇号)
(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して六月を超過
しない範囲内において政令で定める日から施行
する。

昭和
平成一一年十月一六日法律第11号
施行期日
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分）（両議院の同意を得ることに係る部分に限らず）、

(に限る) 第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に

係る部分を除く。) 並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第十六

第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、

(国等の事務)
第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するものほか、この法律の施行

前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則）

第一百六十二条において「国等の事務」という。は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)
第一百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げるものとして規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許

可等の处分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりまして、いわゆる特許等の権利の行使（以下この

可等の处分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含

2 む)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及

びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の相當の機關に對して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない。

ればならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後の

それぞれの法律の規定を適用する。
（不服申立てに関する経過措置）

る处分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以

下この条において「上級行政庁」という。」があつたものは、施行以後の同法による不服申立てについても、当該申立てに

に引き継ぎ上級行政方があるものとみなして行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該分府の上級行政者とみなされる行女^{アマ}は、直近日程に百貨^{ヒヤウ}分^{ブン}二及^{ニシテ}行女^{アマ}。

2 行政府は、施行日前に当該处分官の上級行政庁であつた行政庁とする。

三課核査局が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす
る。

第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。)の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四十七条から第四十九条まで、第五十条、第五十三条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三项、第八十三条、第八十七条(地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。)、第八十九条、第九十条、第九十二条(高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。)、第一百一条、第一百二条、第一百五条から第一百七条まで、第一百十二条、第一百七十七条(地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成二十二年法律第七十二号)第四条第八項の改正規定に限る。)、第一百九条、第一百二十一条の二及びに第一百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日
 第五十四条 第百十五年の規定(首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定を除く。以下この条において同じ。)の施行の際現行の規定による改正前の首都圏近郊緑地保全法第八条第四項(同法第十二条において準用する場合を含む。)の規定によりされた届出とみなす。(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二十三年一月一四日法律第二二二号) 抄

(施行期日)

第一 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定

の施行 公布の日

附 則 (平成二九年五月一二日法律第二二六号) 抄

(施行期日)

第一 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十五条の規定

の施行 公布の日

第二 (罰則に関する経過措置)
第四条 施行日前にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。
 (検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条、第二条及び第四条から第六条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。